

第47号議案

島根県特別会計条例の一部を改正する条例

島根県特別会計条例（昭和39年島根県条例第31号）の一部を次のように改正する。

本則に次の1号を加える。

- (12) 島根県中小企業近代化資金特別会計 中小企業設備近代化資金、小規模企業者等設備導入資金、中小企業高度化資金及び県単中小企業設備貸与資金の貸付け等に関する事業

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年3月31日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前の島根県中小企業近代化資金特別会計は、同日以後においては、この条例による改正後の島根県特別会計条例第12号の規定により設置される島根県中小企業近代化資金特別会計とする。